

⑤浄化槽の設置工事

交付決定通知後、浄化槽工事業者様が工事を行います。工事の過程で変更が生じた場合、変更届の提出が必要になります。

○変更届について

浄化槽工事の内容や提出した書類について、結果通知や決定通知を受けた後に変更が生じた場合、変更の届出が必要になります。交付決定通知を境に、提出する書類に差異があるのでご注意ください。

提出書類早見表（例示）

変更時期 変更内容	交付決定通知前	交付決定通知後
浄化槽設置配管計画図 変更	○第 13 号様式 設置（前）変更届・ 変更前図面・変更後図面（全て 2 部ずつ）	○第 13 号様式 設置（前）変更届・変更 前図面・変更後図面（全て 2 部ずつ） ○ 6 号 補助事業変更届出書・変更前図 面・変更後図面（全て 1 部ずつ）
撤去費用又は配管費用 申請の取り下げ	不要	○ 4 号 補助事業変更等承認申請書（1 部）
設置する浄化槽の変更 （メーカー・型式等の 変更）	○設置の届出が 1 号様式の場合 第 4 号様式（建築基準法に基づく 設置手続の変更）・添付書類（全て 2 部ずつ） ○設置の届出が 2 号様式の場合 第 5 号様式（浄化槽法に基づく設 置手続）・添付書類（全て 2 部ずつ）	○ 6 号 補助事業変更届出書（1 部） ○設置の届出が 1 号様式の場合 第 4 号様式（建築基準法に基づく設置手続 の変更）・添付書類（全て 2 部ずつ） ○設置の届出が 2 号様式の場合 第 5 号様式（浄化槽法に基づく設置手続）・ 添付書類（全て 2 部ずつ）
工事請負金額の変更	不要	○ 6 号 補助事業変更届出書（1 部）・変 更後の見積書・変更後の工事請負契約書の 写し
浄化槽工事業者又は設 備士の変更	○第 13 号様式 設置（前）変更届 （2 部）	○第 13 号様式 設置（前）変更届（2 部） ○ 6 号 補助事業変更届出書（1 部）
工期の変更 （ <u>やむをえない理由で の変更のみ。</u> ）	○第 13 号様式 設置（前）変更届 （2 部）	○第 13 号様式 設置（前）変更届（2 部） ○ 6 号 補助事業変更届出書（1 部）

※その他の変更等については高知市環境保全課へお問い合わせください。（電話：088-823-9471）

※各様式は高知市環境保全課ホームページよりダウンロード可能です。

- ・ 第4号様式（建築基準法に基づく設置手続の変更）

第5号様式（浄化槽法に基づく設置手続）

第13号様式 設置（前）変更届

(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/67/reiwa6joukasoutodokedeyousiki.html>)

- ・ 4号 補助事業変更等承認申請書

6号 補助事業変更届出書

(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/67/r8-joukasousyouene.html>)